京丹後市告示第　287　号

公　示　送　達　書

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所が不明であるから、当市において保管し、送達を受けるべき者の申し出があればいつでも交付する。
介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和８年１０月２７日

京丹後市長　中　山　　泰

記

書類の表示	送達を受けるべき者の 氏 名 又 は 名 称	所在不明前の住所その他
令和8年度　介護保険料督促状（４期分）	山本　順三	省略
	以下余白	

＊地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過した時に書類の送達があったものとみなされます。